



## 【厚生年金基金】 存続基準の最低積立基準額の算出方法等 に関するパブリックコメント手続きの開始

2019年（平成31年）2月12日、存続基準の最低積立基準額の算出方法等に関するパブリックコメント手続きが開始され、3月13日までの間、意見募集が行われております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180376&Mode=0>

### 1. 内容

- 存続基準の最低積立基準額の計算方法  
非継続基準の最低積立基準額と同じ方法で計算
- 存続基準の最低積立基準額の計算の基礎
  - ✓ 予定利率  
非継続基準の予定利率（※）と同じ（ただし、利率に対する掛目等の措置はない）  
（※）厚生年金基金の事業年度の前事業年度の末日の属する年前5年間に発行された30年国債の応募者利回りを平均した率
  - ✓ 予定死亡率  
非継続基準の予定死亡率と同じ

### 2. 経緯・背景

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日（平成26年4月1日）から5年間を経過した後は、代行資産保全の観点から、最低責任準備金の1.5倍又は最低積立基準額を確保すること（「存続基準」）を満たさない厚生年金基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できることとされており、存続基準の最低積立基準額の算出方法を明確化するもの。

### 3. 適用日

平成31年4月1日（予定）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066